

法人設立の経緯等

本市において具体的に公社組織の設立が持ち上がったのは、J Aの第4次中期三カ年農業振興計画（平成4年2月策定）を策定するに当たり、J Aを中心として市その他関係機関等の協議により、平成3年6月に実施した稲作経営者意向調査に端を発するものでした。

また、市においては、平成3年9月議会及び12月議会で、農業公社制というよりも、農地保全機構的なもので優良農地を保全していくといった一般質問が出されました。

こうして、J Aにおいては前記振興計画の中に、農業公社制の導入が加えられました。

さらに、市として平成4年3月議会において、市政方針の中に、農業公社の含みをもった形での農地保全機構の検討がもりこまれ、同年4月、成田市農政推進協議会で、農業公社検討の方向が示されました。

そうした中、平成4年5月、国が市町村段階の農地保有合理化法人、いわゆる農業公社の設置を認めることとしたのを受け、市内農業関係機関団体等で検討を開始し、農家意向調査、先進事例の調査等を幅広く実施しました。

この中で、農業の担い手の減少と従事者の高齢化の進行が確認され、規模拡大志向農家の農地流動化支援の要望等も具体的（個の特定・内容等）に確認されてきました。

しかしながら、当時、農地保有合理化事業を主体とする農業公社は、制度がスタートしたばかりのこともあって、全国的にも事例が少なく、優良事例として参考になるものは、少ない状況でありました。

このことから、農業公社を設立する前に、農政課内に設置いたしました農業経営改善支援センターの活用等により、農地保有合理化事業のうち、公社でなくてもできる内容から実験的に事業を実施してみることとなり、平成9年4月、J Aから職員一人の参加を得て、農業委員会からも加わり、実験事業を実施しました。

この結果、農地を扱う公的機関としての専門組織と専門職員の育成が、農地の流動化を加速的に推進し、担い手の育成確保と優良農地の保全確保を図るために、必要であるということが明らかになりました。

すなわち、土地利用の粗放化、地力の減退、農業従事者の高齢化、後継者の不足、米・野菜等需要の停滞と価格の低迷、農業機械・生産資材の高価格、外圧・都市圧など環境の変化等から課題としては、優良農地の保全確保、後継者担い手の育成確保、農業所得の向上の3点に集約してとらえられるものと考えました。

これに対応する構造及び経営政策としては、個別経営の展開に必要な一定量の農地を確保する「農地確保支援システム」であり、その農地を具体的に利用する農業経営者育成確保のための「担い手、経営者育成確保支援システム」としてとらえられ、更に、これらをサポートするのが農村コミュニティーであり、農村社会を構成する生活と生産と自然環境とは、相互に補完し合うことから、この関係を維持し、循環型農法の確立、持続可能な農業、永続する農業の確保展開を図る必要があるもので、これらを踏まえて、今後の本市の農業は、経営感覚・企業家精神を持った農業者が営むプロの農業と、退職後あるいは趣味で営むいきがい農業、また、地域住民や都市住民との共生で営む交流農業の3つによって構成される必要があり、この3つの農業は、農地の所有・利用、農作業の受委託を通じて相互に関連しており、この斡旋調整が不可欠である。このため、これらを支援するシステムを構築する必要があり、いわゆる公社事業を展開することにより、「農業の担い手の確保・発展」、「農地の良好な状態での確保」、「多面的機能を発揮するための農業生産の継続と農地の有効利用のためのシステムづくり」等の農業構造政策が効果的に実施されるものと考えられました。

一方、農政は、従来、農業生産の視点に比重を置いて展開されてきましたが、環境問題等地球規模での問題と農業の国際化が進展する中で、新鮮・安全性を重視した食料の供給が求められるようになるとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄といった言葉に集約されるように、自然の循環や再生を重視しない形で機能性・経済性・効率性の追求を最優先してきた社会経済の中にあつて、農業もまた、同様な傾向にありましたが、地球資源の有限性が明らかとなり、資源の循環を基礎とする持続的な農業・社会の在り方が模索され始めておりました。

このように、従来のような進歩や発展等といった価値観から、物から心へ、調和と共存・共生といった考え方、価値観に変化してきているものと考えられ、これら環境の形成・確保が求められているものと考えられました。

この食料生産・地域環境の保全等の機能を持つ農業は、土、水、生物などの自然の有する再生産機能を基礎とする活動として、持続的な地域社会の確保の基本となるものであり、本市におきましても環境保全型農業、農業の自然循環機能の増進を図る必要があるものとの考えに至りました。

以上のようなことから、空港の騒音下の土地利用と一体化し、空港と共生した地域農業の確立を図るため、農地保有合理化法人の農地の中間保有機能を活用し、循環型農業の実践・推進を図るとともに、地域農業を支える担い手の育成・確保と持続可能な農業の確立等を支援する拠点、機動的組織（体制）として、民法に基づく公益法人・財団法人成田市農業センターを設立することとなり、平成11年3月30日に設立（県知事許可）したものです。

業務は平成11年度事業からとして、平成11年4月1日からスタートしております。